

実施義務を負うと直ちに導くことはできない。

したがって、原告らが主張する法律の規定からは、外務大臣において、資料開示・施策実施義務を負うと認めることはできない。

(5) 農林水産大臣の法的作為義務

原告らは、農林水産大臣が農林漁業者の福祉の増進を図り、漁船損害、漁船乗組員給与保険及び漁船災害補償に関する職責を有する（農林水産省設置法3条1項、4条1項34号）ことから、農林水産大臣において資料開示・施策実施義務があると主張する。

しかし、農林水産省設置法は、内閣府設置法等と同様、農林水産省の任務等及びその所掌事務を定めるとともに、必要な組織に関する事項を定めることを目的とする法律であり（農林水産省設置法1条）、同法3条1項は、農林漁業者の福祉の増進という一般的な任務を定めたにすぎないこと、同法4条1項34号は、同省が、漁船損害等補償及び漁船災害補償移管する事務をつかさどることを定めた組織規範にすぎず、これらの規定から、資料開示・施策実施義務を導き出すことはできない。

したがって、原告らが主張する法律の規定からは、農林水産大臣において、資料開示・施策実施義務を負うと認めることはできない。

(6) 厚生労働大臣の法的作為義務

ア 原告らが主張する各規定の検討

原告らは、厚生労働大臣が国民の健康の増進を図り、原子爆弾被爆者に対する援護の職責を有し（厚生労働省設置法4条1項17号、同項22号）、社会福祉事業の公明かつ適切な実施及び発達を図り、福祉サービスは個人の尊厳を旨とし、その利用者が心身ともに健やかに育成されるように支援する職責を持つこと（社会福祉法1条、3条）から、厚生労働大臣において原告らに対して資料開示・施策実施義務を負う旨主張する。

しかし、厚生労働省設置法は、内閣府設置法や外務省設置法と同様に、厚

生労働省の任務等及びその所掌事務を定めるとともに、必要な組織に関する事項を定めることを目的とする法律であり（厚生労働省設置法1条）、同法4条1項17号は、国民の健康の増進に関する任務という一般的抽象的な任務を同省の所掌とすることを定めたにすぎず、直ちに資料開示・施策実施義務を導くことはできない。また、同項22号は、原子爆弾被爆者に対する援護を同省の任務とすることを定めたにとどまり、原子爆弾被爆者に対する具体的な援護の内容は、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（被爆者援護法。同法律制定前は、原子爆弾被爆者の医療等に関する法律、原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律）に定められている（同法については項を改めて検討する。）から、厚生労働省設置法4条1項22号は、それ自体から資料開示・施策実施義務を導くことはできない。

また、社会福祉法1条は、同法の目的を規定するものにすぎず、同法3条も福祉サービス理念について規定するものすぎないのであって、これらの規定から資料開示・施策実施義務を導くことはできない。

イ 被爆者援護法の検討

被ばく者をめぐっては、上記1(16)のとおり、昭和32年4月1日、原爆医療法が施行された。同法1条は、同法の目的について、「広島市及び長崎市に投下された原子爆弾の被爆者が置かれている健康上の特別の状態にかんがみ、国が被爆者に対し健康診断及び医療を行うことにより、その健康の保持及び向上をはかること」と定めていた。また、昭和43年9月1日、原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律（以下「原爆特別措置法」という。）が制定された。同法1条は、同法の目的について、「広島市及び長崎市に投下された原子爆弾の被爆者であって、原子爆弾の傷害作用の影響を受け、今なお特別の状態にあるものに対し、医療特別手当の支給等の措置を講ずることによりその福祉を図ること」と定めていた。原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（以下「被爆者援護法」という。）は、原爆医療法及び原爆特別措

置法を統合するものとして、平成7年7月1日から施行され、広島市及び長崎市に投下された原子爆弾の放射能に起因する健康被害が他の戦争被害とは異なる特殊の被害であることに鑑み、戦争遂行主体であった国が、自らの責任において、医療の給付を中心として被爆者の救済を図るという面を有する法律である（被爆者援護法前文、最高裁平成28年（行ヒ）第404号の1平成29年12月18日第一小法廷判決参照）。このような被爆者援護法の目的及び立法経過に鑑みれば、同法は、広島市及び長崎市に投下された原子爆弾により被ばくした者の援護について規定したものであることは明らかである。そうすると、同法1条は、「被爆者」について、広島市及び長崎市の一定の区域内に立ち入ったもの（同法1条1号、2号）のほか、「原子爆弾が投下された際又はその後において、身体に原子爆弾の放射能の影響を受けるような事情にあった者」も含めている（同条3号）ところ、ここにいう「原子爆弾」とは、広島市及び長崎市に投下された原子爆弾を指すことは明らかであり、本件核実験で使用された水爆はこれに当たらないというべきであるから、本件被ばく者には同法は適用されず、また、同法によっても、同法に定める医療給付等を超えて本件資料の開示や施策を実施すべき義務を導き出すことはできない。

ウ 本件被ばく者につき被爆者援護法と同等の扱いをすべき義務の存否

本件被ばく者に被爆者援護法を直接適用できないことは前記イのとおりであるが、原告らは、調査・支援等施策の法的作為義務について、本件被ばく者は、広島市及び長崎市への原子爆弾の投下と同じく、米国による核兵器使用によって放射能被害を受けており、その健康管理その他の援護の必要性があるからこれと同等に扱うべき旨主張する。

確かに、本件被ばく者については、米国による核兵器使用によって被害を受けたという共通性があり、本件核実験に使用された水爆の方が、上記原子爆弾よりも遙かに強力で広範囲に放射性降下物を撒き散らしたことが判明

しているのであるから、これによる健康被害を等閑視することなく、その救済が同様に図られるべきという主張は理解できないものではない。

本件核実験による被ばく者が原爆医療法等の対象とされなかった事情の中には、広島市及び長崎市の当時の被ばく者が補償を受けられていなかった状況下において、本件核実験による被害に関しては日米合意により何らかの補償がなされうるといった期待があったこととの均衡や、船員保険法等の労働災害補償法制によって救済が図られるべきといった点が考慮されたこともあるものと推察される。しかし、事後的に見れば漁船員に対する補償が限定されたものとなったことは既に認定した事実から明かである。また、船員保険法による救済についても、本件被ばく直後の時期に血液検査等の健康調査が十分に行われなかったこと、被ばくした場所が海上であり、その痕跡が残りにくかったこと、本件核実験による放射性降下物の飛散状況などに関する情報は米国が保有し、自主的開示まで相当年月を要したこと、晩発性障害はその性質上原因を特定することが容易ではないことなどを考慮すると、個々の漁船員が、本件核実験によって放射線に被ばくしたことに加え、申請時点における健康状態の悪化が被ばくによる結果であることを立証するのは、困難を伴うものであることが否定できない。

そうすると、長年にわたって省みられることが少なかった漁船員の救済の必要性については改めて検討されるべきとも考えられる。

そこで、被爆者援護法による救済の可能性に着目した主張がなされたものと理解できるが、前記イで検討したとおり、同法は特殊の戦争被害について戦争遂行主体であった国が自らの責任によりその救済を図るという一面を有するものであり、米国による戦後の核実験によって被害が生じたという本件とは、背景となった立法事実が異なるといわざるを得ない。被爆者援護法のもとになった原爆医療法は、本件核実験を契機とする国内世論の高まりを背景に制定されたという事情がありながら、立法過程による様々な検討を経

て、意識的に広島市及び長崎市の被ばく者に対する対策に限定して立法され、本件核実験の被ばく者を含めなかったものであり、同法を承継している被爆者援護法について拡張ないし類推解釈をして、本件核実験による被ばく者を対象に含めることは法解釈論の限度を超えるものであって、本件被ばく者について、個別の立法がないにもかかわらず、被爆者援護法と同等の扱いをすべき義務があるということとはできない。

したがって、被爆者援護法と同等の扱いをすべきという主張は立法論をいうものといわざるをえず（なお、原告らは立法の不作为の違法を主張していない。本件第4回口頭弁論）、上記に指摘した救済の必要性があるとしても、同法から作為義務に違反した不作为の違法を導き出し、国賠法に基づく損害賠償請求によって司法的救済を図ることは困難であり、立法府及び行政府による一層の検討に期待するほかない。

エ 小括

したがって、原告らが主張する法律の規定及び被爆者援護法からは、厚生労働大臣において、資料開示・施策実施義務を負うと認めることはできない。

(7) 小括

以上によれば、原告らが主張する憲法及び法律上の規定からは、内閣総理大臣その他閣僚において、資料開示・施策実施義務を負うとは認められないから、被告において、本件資料の開示義務違反の違法及び調査・支援等施策不実施の違法は認められない。

第4 結論

以上によれば、原告らのうち、原告門田米吉については本件被ばくの事実が認められず、その余の原告らについては、被告において、本件資料を開示し、又は調査・支援等施策を実施すべき法的作為義務が認められず、その他被告の違法行為は認められないため国賠法上の違法は認められないから、その余の争点について判断するまでもなく、原告らの請求には理由がない。

よって、原告らの請求を棄却することとして、主文のとおり判決する。

高知地方裁判所民事部

裁判長裁判官 西 村 修

裁判官 徳 光 絢 子

裁判官 高 田 卓

当事者目録

第1 原告ら

- 5 1 本件被ばく者・支援者原告
高知県室戸市元甲2513
原告 岡崎七孝
高知県室戸市浮津3-1-1
原告 藤田義行
- 10 神奈川県相模原市南区上鶴間4-16-1
原告 柳原亨
高知県室戸市室戸岬町3602
原告 小笠原勝
- 15 高知県室戸市元甲1992
原告 川崎啓作
高知県土佐清水市窪津551
原告 山中武
- 神奈川県横須賀市久里浜8-5-18
原告 有藤照雄
- 20 高知市介良乙1187-1
原告 桑野浩
- 高知県土佐清水市大津790

- 原告 平林庄一
兵庫県伊丹市西野3-251-2
- 原告 米田瑞穂
高知県幡多郡黒潮町上川口63-3
- 原告 除本幸松
高知県幡多郡黒潮町灘569-1
- 原告 松本定
高知県土佐清水市下川口1288-6
- 原告 谷脇寿和
高知県土佐清水市下川口1131-1
- 原告 松下長次
高知市中秦泉寺209-1 シャーメゾン幸201号
- 原告 増本和馬
高知県幡多郡黒潮町田野浦803
- 15 原告 萩森泉
高知県幡多郡大月町大浦1143
- 原告 立浪昇
高知市若松町11-20 おあしす青柳605
- 原告 戸波英俊
- 高知県宿毛市小筑紫町栄喜181-58

原告 佐治幸三

高知県土佐清水市窪津411

原告 山崎武

高知県土佐清水市本町15-4

原告 横山幸吉

高知県幡多郡黒潮町田野浦966-2

原告 土居義一

高知県室戸市元甲2438-7

原告 門田米吉

高知県宿毛市山奈町芳奈2779-2

原告 山下正寿

高知市一宮西町1-25-1

原告 和田忠明

2 遺族原告(相続分 2分の1)

高知県宿毛市小筑紫町内外ノ浦351-82

原告 井上絹代

高知県宿毛市小筑紫町内外ノ浦351-65

原告 岡本巧

高知県宿毛市小筑紫町内外ノ浦21

原告 山下伸子

高知県宿毛市小筑紫町内外ノ浦9-5

原告 吉村幸子

高知市塚ノ原108-65

原告 下本節子

高知県幡多郡黒潮町佐賀383

原告 濱町霞

高知県土佐市宇佐町宇佐198

原告 道脇洋子

高知県土佐清水市津呂116

原告 弘田幸

高知県土佐清水市足摺岬268

原告 武政弘子

高知県土佐清水市窪津404

原告 小川京子

3 遺族原告(相続分 3分の1)

高知県宿毛市小筑紫町内外ノ浦357-33

原告 吉村司

高知県室戸市浮津647-1

原告 南隆延

高知県宿毛市沖の島町弘瀬310

原告 川瀬正

4 遺族原告(相続分 4分の1)

高知県宿毛市小筑柴町内外ノ浦351-88

原告 松村欣一

高知県室戸市室戸岬町4350-1

原告 山本供子

高知県幡多郡大月町安満地224-3

原告 岡林恵美

高知県室戸市室戸岬町2392

原告 中尾廣美

5. 遺族原告(相続分 6分の1)

神奈川県川崎市幸区小向西町8-47

原告 武政美奈子

高知県土佐清水市窪津404

原告 小川由佳

6 遺族原告(相続分 10分の1)

高知県幡多郡黒潮町佐賀383

原告 濱町圭三

7 原告ら代理人

原告ら訴訟代理人弁護士 梶原守光

同 南拓人

東京都千代田区霞が関1丁目1番1号

被告

同代表者法務大臣

同指定代理人

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

国

上川 陽子

西川 貴之

浦川 剛

青木 稔治

藤田 聡

十河 昌弘

小原 裕

土居 幸児

藤井 義孝

分部 唯宇

濱崎 美帆

荒巻 優樹

馬 上 拓也

漁船員	相続人である原告(候補)	被災船	主な操業海域	入港日等	入港時計測された総量又は投棄した魚(主なものに限る。)	本件被災を裏付ける供述等	証拠
1 井上文雄	井上絹代(妻)	(第二)新生丸	北緯29.1~29.3度, 東経128~129.05度	昭和29年(以下略)6/19 指定外港	シイラ 110~123 (単位はcpm。以下略)	岡本清美「(本件核実験の際)船のマストの横に張り出した棒まで白い灰が積もり「火山灰じゃないか」と話合った。」 なお、左記漁船員は、昭和32年に別の漁船にてクリスマス島における核実験を目撃している。	甲15,18,24の13,70
2 岡本清美	岡本巧(子)	第七大丸	北緯9.3~10度, 東経175~176度	4/6東京入港 (操業期間3/13~3/25)	船体(コンパネカバ)624 ロープ 338 帽子 880 作業着 241	山本榮治「閃光が走り出しました。台風かと思うような暴風の後に、水平線が盛り上がり、一帯が真っ赤になってキノコ雲が現れました。漁船員たちは、降ってきた白い灰を雪と勘違いして、手でかき集めたり、体にすりつけたりしていました。」	甲1,5,24の1,31,33,70
3 松村正隆	松村欣一(子)	第五海福丸	北緯9~10度, 東経175~176度	4/6東京入港 (操業期間3/13~3/25)	手袋 200~1000 ジャンパー 300 船員 80, 統カバ 83	原告川崎啓作「海に火柱が一本立ち、海面が赤くなり、夜なのに水平線が見えたりとフワフワにいた当直が話した。」 山中武の日記(3月20日)「操業N20, E175より沖の漁場は原子のため原子病あり。水場禁止との報。我々はこの付近にあり、多量に心痛める。」	甲1,4,5,24の1,33,70
4 山下幸男	山下伸子(妻)	第二幸成丸	北緯9度, 東経174度	4/15東京入港	船体(方向探知機, ビン玉) 各4000 船体(船綱) 800	原告桑野浩「雪のような、黒ずんだ降下物を2回ほど見ております。それは全て航海中のことで、ビキニ海域です。「朝風」と、やはり1センチか2センチ近くがフワフワにすくと黒く積もっているわけなんです。」 原告有藤照雄「私の頭髪から1500cpmが検出されました。」	甲1,5,33,原告桑野
5 吉村勲	吉村幸子(妻)	第五明賀丸	北緯10~12度, 東経169~172度	5/19東京入港	船体(コンパネ)2000~3000 5人の船員の衣類 100~200 びん長 62~246		甲24の1,33
6 吉村義見	吉村司(子)	第十三光栄丸	北緯9~10度, 東経176.3度	3/28三崎入港 (操業期間3/6~3/14)	船体(バスケット煙突) 30000 船員(川崎秀馬)頭部 250	原告谷崎寿和「度、水平線の方で光を見ました。だけど、そのときは船妻と想って済みました。」	甲15の2,24の1及 乙6,原告谷崎
7 大黒藤兵衛	下本節子(子)	ひめ丸	北緯10~13度, 東経114~115度	6/24大阪入港	船体(バスケット等) 20~70 バシヨウ 60~450 キハダ 250~500	原告増本和馬「築地でカイガエで測定されたときに、大きくカイガエという音がし、針が大きく振れたことは、自分で確認しております。」	甲24の10,33
8 岡崎七子	南藤蓮(子)	第一新南丸	北緯10~13度, 東経114~115度	6/24大阪入港	船体(バスケット等) 20~70 バシヨウ 60~450 キハダ 250~500		甲33
9 南庄市	南藤蓮(子)	第三良栄丸	北緯10~13度, 東経114~115度	6/24大阪入港	船体(バスケット等) 20~70 バシヨウ 60~450 キハダ 250~500	原告立浪昇「三崎港に入ると、岸壁で白い服を着た人が来て、みんながカイガエ検査器をあてられた」	甲70
10 藤原行	山本恵子(子)	第五豊丸	北緯10~13度, 東経114~115度	6/24大阪入港	船体(バスケット等) 20~70 バシヨウ 60~450 キハダ 250~500		甲24の7,33
11 柳原亨	山本恵子(子)	第七千代丸	北緯23~25度, 東経130~131度	6/8大阪入港	船体(バスケット等) 20~70 バシヨウ 60~450 キハダ 250~500		甲18,24の15,33
12 山本榮治	岡林恵美(子)	第七千代丸	北緯23~25度, 東経130~131度	6/8大阪入港	船体(バスケット等) 20~70 バシヨウ 60~450 キハダ 250~500		甲24の10,33
13 井上梅香	岡林恵美(子)	第八伊洋丸	北緯22~24度, 東経128~130度	6/15大阪入港	船体(バスケット等) 20~70 バシヨウ 60~450 キハダ 250~500		甲33
14 小笠原勝	岡林恵美(子)	第十一富佐丸	北緯25~26度, 東経131~133度	6/15大阪入港	船体(バスケット等) 20~70 バシヨウ 60~450 キハダ 250~500		甲33
15 川崎啓作	山本恵子(子)	第十一高知丸	北緯25~26度, 東経131~133度	6/15大阪入港	船体(バスケット等) 20~70 バシヨウ 60~450 キハダ 250~500		甲24の10,33
16 山中武	山本恵子(子)	第十一高知丸	北緯25~26度, 東経131~133度	6/15大阪入港	船体(バスケット等) 20~70 バシヨウ 60~450 キハダ 250~500		甲33
17 有藤照雄	山本恵子(子)	第十一高知丸	北緯25~26度, 東経131~133度	6/15大阪入港	船体(バスケット等) 20~70 バシヨウ 60~450 キハダ 250~500		甲24の10,33
18 桑野浩	山本恵子(子)	第十一高知丸	北緯25~26度, 東経131~133度	6/15大阪入港	船体(バスケット等) 20~70 バシヨウ 60~450 キハダ 250~500		甲33
19 渡辺勝敏	山本恵子(子)	第十一高知丸	北緯25~26度, 東経131~133度	6/15大阪入港	船体(バスケット等) 20~70 バシヨウ 60~450 キハダ 250~500		甲24の10,33
20 川瀬秀馬	山本恵子(子)	第十一高知丸	北緯25~26度, 東経131~133度	6/15大阪入港	船体(バスケット等) 20~70 バシヨウ 60~450 キハダ 250~500		甲33
21 平林庄一	山本恵子(子)	第十一高知丸	北緯25~26度, 東経131~133度	6/15大阪入港	船体(バスケット等) 20~70 バシヨウ 60~450 キハダ 250~500		甲24の10,33
22 米田照穂	山本恵子(子)	第十一高知丸	北緯25~26度, 東経131~133度	6/15大阪入港	船体(バスケット等) 20~70 バシヨウ 60~450 キハダ 250~500		甲33
23 徐本幸松	山本恵子(子)	第十一高知丸	北緯25~26度, 東経131~133度	6/15大阪入港	船体(バスケット等) 20~70 バシヨウ 60~450 キハダ 250~500		甲24の10,33
24 松本定	山本恵子(子)	第十一高知丸	北緯25~26度, 東経131~133度	6/15大阪入港	船体(バスケット等) 20~70 バシヨウ 60~450 キハダ 250~500		甲33
25 谷崎寿和	山本恵子(子)	第十一高知丸	北緯25~26度, 東経131~133度	6/15大阪入港	船体(バスケット等) 20~70 バシヨウ 60~450 キハダ 250~500		甲24の10,33
26 松下長次	山本恵子(子)	第十一高知丸	北緯25~26度, 東経131~133度	6/15大阪入港	船体(バスケット等) 20~70 バシヨウ 60~450 キハダ 250~500		甲33
27 増本和馬	山本恵子(子)	第十一高知丸	北緯25~26度, 東経131~133度	6/15大阪入港	船体(バスケット等) 20~70 バシヨウ 60~450 キハダ 250~500		甲24の10,33
28 遠藤登	山本恵子(子)	第十一高知丸	北緯25~26度, 東経131~133度	6/15大阪入港	船体(バスケット等) 20~70 バシヨウ 60~450 キハダ 250~500		甲33
29 中屋勲	山本恵子(子)	第十一高知丸	北緯25~26度, 東経131~133度	6/15大阪入港	船体(バスケット等) 20~70 バシヨウ 60~450 キハダ 250~500		甲24の10,33
30 我森泉	山本恵子(子)	第十一高知丸	北緯25~26度, 東経131~133度	6/15大阪入港	船体(バスケット等) 20~70 バシヨウ 60~450 キハダ 250~500		甲33
31 立浪昇	山本恵子(子)	第十一高知丸	北緯25~26度, 東経131~133度	6/15大阪入港	船体(バスケット等) 20~70 バシヨウ 60~450 キハダ 250~500		甲24の10,33
32 弘田春繁	山本恵子(子)	第十一高知丸	北緯25~26度, 東経131~133度	6/15大阪入港	船体(バスケット等) 20~70 バシヨウ 60~450 キハダ 250~500		甲33
33 戸波英俊	山本恵子(子)	第十一高知丸	北緯25~26度, 東経131~133度	6/15大阪入港	船体(バスケット等) 20~70 バシヨウ 60~450 キハダ 250~500		甲24の10,33
34 佐治幸三	山本恵子(子)	第十一高知丸	北緯25~26度, 東経131~133度	6/15大阪入港	船体(バスケット等) 20~70 バシヨウ 60~450 キハダ 250~500		甲33
35 山崎武	山本恵子(子)	第十一高知丸	北緯25~26度, 東経131~133度	6/15大阪入港	船体(バスケット等) 20~70 バシヨウ 60~450 キハダ 250~500		甲24の10,33
36 横山幸吉	山本恵子(子)	第十一高知丸	北緯25~26度, 東経131~133度	6/15大阪入港	船体(バスケット等) 20~70 バシヨウ 60~450 キハダ 250~500		甲33
37 武政昭善	山本恵子(子)	第十一高知丸	北緯25~26度, 東経131~133度	6/15大阪入港	船体(バスケット等) 20~70 バシヨウ 60~450 キハダ 250~500		甲24の10,33
38 小川春光	山本恵子(子)	第十一高知丸	北緯25~26度, 東経131~133度	6/15大阪入港	船体(バスケット等) 20~70 バシヨウ 60~450 キハダ 250~500		甲33
39 王居善一	山本恵子(子)	第十一高知丸	北緯25~26度, 東経131~133度	6/15大阪入港	船体(バスケット等) 20~70 バシヨウ 60~450 キハダ 250~500		甲24の10,33
40 門田米吉	山本恵子(子)	第十一高知丸	北緯25~26度, 東経131~133度	6/15大阪入港	船体(バスケット等) 20~70 バシヨウ 60~450 キハダ 250~500		甲33

本件核実験による被害を認めるに足りる証拠がない。

開示文書リスト

1	第五福龍丸善後措置に関する打合せの経過について	
2	第五福龍丸事件善後措置に関する打合せ第二回会合記録(昭和29年3月29日開催)	
3	第五福龍丸事件に関する暫定措置方針に関する件(昭和29年3月30日閣議決定)	
4	第五福龍丸事件善後措置に関する打合せ第三回会合記録(昭和29年4月1日開催)	
5	第五福龍丸事件善後措置に関する打合せ第四回会合記録(昭和29年4月5日開催)	
6	第五福龍丸事件善後措置に関する打合せ第五回会合記録(昭和29年4月8日開催)	
7	Strauss' Word on H-Bomb	
8	PRESS STATEMENT	
9	第五福龍丸事件善後措置に関する打合せ第六回会合記録(昭和29年4月12日開催)	
10	第五福龍丸事件善後措置に関する打合せ第七回会合記録(昭和29年4月22日開催)	
11	原爆被害を受けた漁船の積載漁獲を処理したものであるものについての詳報(昭和29年4月22日)	
12	第五福龍丸事件善後措置に関する打合せ第八回会合記録(昭和29年4月26日開催)	
13	第五福龍丸事件善後措置に関する打合せ第九回会合記録(昭和29年4月28日開催)	
14	第五福龍丸事件善後措置に関する打合せ第十回会合記録(昭和29年5月6日開催)	
15	ビキニ水爆実験による直接損害に関する件(昭和29年5月1日)	
16	第五福龍丸事件善後措置に関する打合せ第十一回会合記録(昭和29年5月13日開催)	
17	第五福龍丸事件善後措置に関する打合せ第十二回会合記録(昭和29年5月22日開催)	
18	第五福龍丸事件善後措置に関する打合せ第十三回会合記録(昭和29年6月8日開催)	
19	第五福龍丸事件善後措置に関する打合せ第十四回会合記録(昭和29年6月8日開催)	
20	第五福龍丸事件善後措置に関する打合せ第十五回会合記録(昭和29年7月16日開催)	
21	指定港に水揚げした漁獲物廃棄漁船(昭和29年6月8日)	
22	指定港以外に水揚げした漁獲物廃棄漁船(昭和29年6月8日)	
23	第五福龍丸事件善後措置に関する打合せ第十六回会合記録(昭和29年8月6日開催)	
24	第五福龍丸事件善後措置に関する打合せ第十七回会合記録(昭和29年8月31日開催)	
25	第八回環境衛生食品衛生合同部会における主な協議事項(昭和29年5月25日)	
26	第八回臨床部会における主な協議事項(昭和29年5月25日)	
27	原子力委員会NY支部からの手紙	
28	第九回臨床部会における主な協議事項(昭和29年6月1日)	
29	第十回環境衛生食品衛生合同部会における主な協議事項(昭和29年6月15日)	
30	ビキニ灰から見つかった放射性核種	
31	ビキニ被災事件損害の補償措置に関する打合せの設置についての依命通知(昭和30年1月11日)	
32	ビキニ被災事件に関する各省庁別要求額(昭和30年1月16日)	
33	放射能被害対策に要した経費調	
34	ビキニ被災事件損害の補償措置に関する打ち合わせ会第一回記録(昭和30年1月17日)	
35	ビキニ被災事件損害の補償措置に関する打ち合わせ会第二回記録(昭和30年1月20日)	
36	まぐろの検査を中止した理由等に関する国会答弁資料	
37	〇〇氏の白血病とビキニ被爆との関連についての国会答弁資料	
38	急性骨髄性白血病患者〇〇〇〇に関する状況報告について(昭和36年12月9日)	
39	原爆被害対策本部	
40	京都に入荷せる原爆の被害を受けた「マクロ川」について	
41	静岡県議会からの意見書提出について(昭和29年3月18日)	
42	愛知県よりの水爆情報(昭和29年3月19日)	
43	マニヤル水域原爆被災事件について厚生次官から外務次官に宛てた通知(昭和29年3月19日)	
44	第五福龍丸乗組員の被爆傷害調査について(厚生省公衆衛生局長が東大医学部付属病院長に宛てた通知(昭和29年3月19日))	
45	第五福龍丸乗組員の被爆傷害調査について(回答)	
46	第五福龍丸の乗組員、漁獲物の原爆被害状況について厚生次官から外務次官に宛てた通知	
47	ビキニ原爆被災者に対しX光線火傷用薬品提供に関する件(公電)	
48	ビキニ原爆被災者に対する治療薬品提供に関する件(昭和29年3月24日)	
49	原爆被災者治療用薬品の送付について(昭和29年3月23日)	
50	原爆被害現地検査の期限について(昭和29年3月23日)	
51	A. 調査、研究について B. 患者の処理	
52	マニヤル水域における出漁者、漁獲魚類「検査状況等」速報について(第1報から第6報)(昭和29年3月24日)	
53	原爆症調査研究協議会規程	
54	第五福龍丸船員診療費その他の概算報告について(昭和29年3月27日)	

55	伊津漁協組合長からの電文
56	原爆被害対策本部編成表
57	マニヤル水域における出漁者、漁獲魚類「検査状況等」速報について(第7報～第13報)(昭和29年3月30日)
58	第五福竜丸遭難に関する報告
59	放射能被害調査班の編成内容
60	原爆被害者対策関係、衛生部長会議資料
61	漁船検査状況第十四報～二十四報の二
62	原爆症調査研究協議会小委員会名簿
63	原爆被爆者対策としての指定水揚港における検査等実施要領(改定一次案)
63-2	原爆症調査研究協議会
64	原爆症患者第一收容病院表
65	家族名簿
66	マニヤル水域における出漁者、漁獲魚類「検査状況」について(第14報～第30報)(昭和29年4月22日)
67	四月三十日午後五時 関係衛生部及び派遣官への電話連絡要旨
68	第五福竜丸の放射能調査結果について(昭和29年5月1日)
68-2	調査研究・試験の組織等について(案)
69	(調査研究関係その二)原爆症調査研究協議会の強化策
70	原爆症調査研究協議会委員名簿
71	原爆症調査研究協議会環境衛生・食品衛生合同部会委員名簿
72	原爆症調査研究協議会部会構成員名簿
73	ビギニ被災者治療用薬品輸入に関する代理人委任状
74	輸入薬品に関する免税申請書
75	治療用薬品の配分計画書
76	原爆症調査研究協議会の開催について委員長、委員専門委員及び幹事の発令について
77	医薬品輸入について
77-2	原爆関係旅費
78	マニヤル水域において漁撈に従事したはこの水域を航行した漁船についての検査の実施について(昭和29年4月26日)
79	広島原爆被災者の治療対策に関する陳情団との会合出席者
80	放射能物質による汚染の新事態について
81	原爆被害対策に関する調査研究要綱(案)(昭和29年6月2日)
82	原爆被害対策に関する調査研究連絡要綱
83	マニヤル群島エニウエツク、ピキニ環礁附近における危険区域の解除並びに入港報告について(昭和29年6月3日)
84	原爆被害対策に関する調査研究連絡協議会の調査研究項目についての関係各省の打合せ会における了解事項
85	原爆被害対策に関する調査研究連絡協議会の調査研究項目についての関係各省の打合せ会における了解事項(追加)
86	原爆被害対策に関する調査研究連絡協議会に係る調査項目についての送付文
87	協議会構成の経過
88	昭和二十九年度予備費使用原爆症調査研究協議会研究実施内容調
89	原爆被害対策に関する調査研究連絡要綱(昭和29年6月18日閣議決定)
90	(第三段階)新協議会(第三次として拡充強化)発足
91	原爆被害対策に関する調査研究連絡協議会委員等名簿
92	原爆被害対策に関する調査研究連絡協議会部会構成(昭和29年10月16日)
93	各省別原爆被害対策に関する調査研究関係予算調
94	石川県における放射能雨について
95	会議開催について(昭和29年11月24日)
96	原爆被害対策に関する調査研究連絡協議会合同部会開催通知
97	「放射能物質障害の有無に対する健康診断基準」の送付について
98	放射能物質障害の有無に対する健康診断基準
99	調査船派遣に関する技術顧問団
100	調査船派遣に関する技術顧問団に派遣する経費等
101	俊鷗丸取材に関する各社甲合せ
102	放射能物質に対する許容度の考え方(厚生省)
103	調査船(俊鷗丸)報告送付文(昭和31年7月13日)
104	調査船(俊鷗丸)報告

105	ビキニ被爆保障費配布について(昭和30年4月28日閣議決定)
106	第五福竜丸船員保険記録
107	汽船ビニ丸報告書
108	〇〇ブニー丸乗組員に対する放射能症疑による集団検診成績
109	第十三光栄丸船員に対する船員保険療養の給付に関する決裁書
110	第五福竜丸事件に関する暫定措置方針に関する件の改訂に関する性(昭和29年4月24日閣議決
111	「第五福竜丸事件に関する暫定措置方針に関する件」に基づくまぐる類の検査中止に関する件(昭和29年11月27日)
112	原爆被爆者の健康管理に関する研究、特にビキニ被災者の健康診断の実態について(43年度)
113	健康診断の効率化に関する研究(44年度)
114	被爆者の造血機能に関する研究(45年度)
115	被爆者の造血機能に関する研究(46年度)
116	被爆者の造血機能に関する研究(47年度)
117	原爆被爆者の健康管理方式に関する研究(48年度)
118	ビキニ被災者の健康管理に関する研究(50年度)
119	ビキニ被災者の健康管理について(51年度)
120	ビキニ被災者の健康管理に関する研究(52年度)
121	ビキニ被災者の健康管理に関する研究(53年度)、元第五福竜丸乗組員の昭和54年度健康診断について
122	ビキニ被災者の健康管理(昭和55、56年度)
123	ビキニ被災例の細胞遺伝学的追跡観察被爆後24～25年および27～28年における調査結果(57年
124	放射線誘発血液疾患に関する研究、特に細胞性免疫能との関連等について(57年度)
125	放射線誘発血液疾患に関する研究、特に細胞性免疫能との関連について…(続報(58年度))
126	放射線による造血障害の検討(59年度)
127	決裁文書(厚生省保険局長から社会保険診療報酬支払基金理事長あて「ビキニ環礁付近におけ る水爆実験に因る被災船員保険被保険者の治療に要する費用について」(昭和29年7月20日保 文発第7965号))
128	決裁文書(厚生省保険局船員保険課長から都道府県民生部局保険課長・社会保険出張所長(札幌・函館・旭川・釧路・岩見沢・室蘭・平・下関・今治)あて「ビキニ環礁付近における水爆実験に因 る被災船員保険被保険者に関する給付報告書の提出について」(昭和29年8月19日保険発第206 号))
129	決裁文書(厚生事務次官から大蔵事務次官あて「ビキニ海域における米国の試験爆発に因る被 災第五福竜丸乗組員に関する災害補償について」(昭和29年9月14日発保第154号))
130	決裁文書(厚生省保険局船員保険課長から兵庫県民生部保険課長あて「放射線物質」により発 した疾病に関する保険給付について」(回答)」(昭和29年8月23日保文発第9102号))
131	東京築地港入港船記録
132	神奈川県三崎港入港船記録
133	汚染魚の廃棄指示決裁文書(第二栄丸)
134	汚染魚の廃棄指示決裁文書(第二大慶丸)
135	汚染魚の廃棄指示決裁文書(第二成洋丸)
136	厚生大臣あて神奈川県知事からの漁獲物の検査成績の報告と廃棄伺い(第二栄丸)
137	汚染魚の廃棄指示決裁文書(第八金比羅丸)
138	汚染魚の廃棄指示決裁文書(第十三丸高丸)
139	汚染魚の廃棄指示決裁文書(第二東丸)
140	汚染魚の廃棄指示決裁文書(第一復興丸)
141	汚染魚の廃棄指示決裁文書(菊水丸)
142	汚染魚の廃棄指示決裁文書(第二大徳丸)
143	汚染魚の廃棄指示決裁文書(第三神清丸)
144	汚染魚の廃棄指示決裁文書(水号高宮丸)
145	第八号順光丸の放射能検査について(通知)
146	汚染魚の廃棄指示決裁文書(第十五大鵬丸)
147	汚染魚の廃棄指示決裁文書(第二三島丸)
148	汚染魚の廃棄指示決裁文書(海昌丸)
149	汚染魚の廃棄指示決裁文書(第二大鵬丸)
150	汚染魚の廃棄指示決裁文書(第十一信宝丸)
151	汚染魚の廃棄指示決裁文書(第八順光丸)
152	汚染魚の廃棄指示決裁文書(第八住吉丸)
153	汚染魚の廃棄指示決裁文書(第二盛幸丸)
154	汚染魚の廃棄指示決裁文書(第二海生丸)

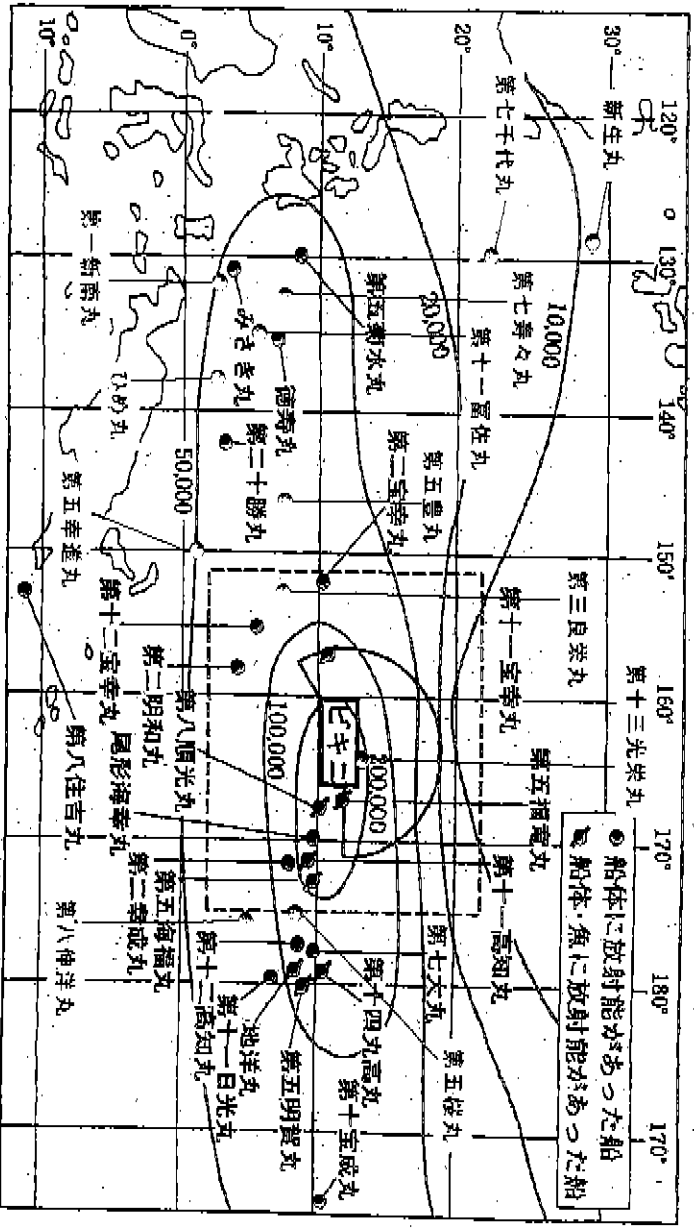
155	汚染魚の廃棄指示決裁文書(第七盛幸丸)
156	汚染魚の廃棄指示決裁文書(幸丸)
157	汚染魚の廃棄指示決裁文書(第一松栄丸)
158	汚染魚の廃棄指示決裁文書(第三松福丸)
159	汚染魚の廃棄指示決裁文書(第十一能栄丸)
160	汚染魚の廃棄指示決裁文書(第三豊州丸)
161	汚染魚の廃棄指示決裁文書(第一豊州丸)
162	汚染魚の廃棄指示決裁文書(第二徳丸)
163	汚染魚の廃棄指示決裁文書(第五周丸)
164	汚染魚の廃棄指示決裁文書(第三宝幸丸)
165	汚染魚の廃棄指示決裁文書(第五宝幸丸)
166	汚染魚の廃棄指示決裁文書(第三宝幸丸)
167	汚染魚の廃棄指示決裁文書(三滝丸)
168	汚染魚の廃棄指示決裁文書(第十三蓬萊丸)
169	汚染魚の廃棄指示決裁文書(第二松栄丸)
170	汚染魚の廃棄指示決裁文書(和光丸)
171	汚染魚の廃棄指示決裁文書(第七大黒丸)
172	原水爆被害調査研究報告(医学関係)(原爆被害対策に関する調査研究連絡協議会)
173	各都道府県衛生部局長あて厚生省公衆衛生局長書翰(昭和31年7月13日)
174	放射性物質に対する許容度の考え方(正誤表)
175	技術顧問団定例打合せ(予定)
176	調査船俊鷗丸予定航跡図
177	俊鷗丸報告(その一)
178	銚子無線(昭和31年6月19日受信)
179	俊鷗丸報告(その二)
180	原水爆実験に伴う影響調査に必要な経費
181	調査船乗船者名簿
182	調査に関する件(俊鷗丸)
183	銚子無線(6月15日~18日受信)
184	俊鷗丸報告(その三)
185	魚類の検査方法に関する資料
186	調査船俊鷗丸予定航跡図
187	原水爆実験に伴う影響調査に必要な経費
188	放射性物質に対する許容度関連資料
189	放射性物質に対する許容度の考え方
190	調査経費関連資料
191	放射能観測に必要な経費(中央気象台)
192	調査船による調査事項(案)
193	原爆被害対策に関する調査研究連絡協議会委員等名簿
194	放射性物質の分析結果に関する資料
195	会議次第
196	医学部会第14回会合経過概要(昭和30年12月13日開催)
197	放射性物質取扱者に対する健康診断基準(案)
198	環境衛生、食品衛生合同部会における議事案
199	原爆実験影響調査船に関する技術顧問団(案)
200	調査船による調査事項(案)
201	マージナル海域における核実験(ともなう水揚げ魚類等の取扱について(昭和31年4月7日起案)長通知)
202	マージナル海域における原水爆実験(ともなう水揚げ魚類等の取扱について(厚生省公衆衛生局)
203	原水爆実験による放射性物質に対する許容量の考え方(案)
204	原水爆実験による影響の考察(第一部)
205	(第二部)予想される次回実験による影響の分析的考察
206	原水爆実験による放射性物質に対する許容度の考え方(案)
207	SI-90濃度資料に関する研究連絡(XV)(1957年(昭和32年)5月14日)
208	核爆発実験影響調査状況報告(案)(核爆発実験影響調査に関する技術顧問団)
209	最近の雨及び塵埃の放射能 第2号(気象庁観測部)
210	原子核実験に伴う放射能予防措置(海運調整部海務課)
211	ピキニ灰による乳の汚染(農業技術研究所家畜部)
212	農作物の放射能汚染に関する調査(農林省農業技術研究所)

213	1954年3月ヒキニ水域に於ける水爆実験の我国食品衛生上に及ぼす影響に関する調査試験成績
214	最大許容量の基準
215	陸軍丸関係予算概算
216	FIELD DATA RECORD GEORGE VANDERBILT FOUNDATION 1956
217	調査船派遣に関する技術顧問団、調査団打合せ会開催について
218	原水爆実験による放射性物質に対する許容限度の考え方
219	原水爆実験による放射性物質に対する許容限度の考え方
220	核爆発実験影響調査報告書(陸上検査の部)1956年
221	検知成績報告(第一報) (塩竈派遣班) (昭和29年3月20日)
222	検知成績報告(第二報) (塩竈派遣班) (昭和29年3月21日)
223	第一回原爆マクロ対策協議会開催について
224	検知成績報告(第三報) (塩竈派遣班) (昭和29年3月22日)
225	連絡事項(第四報) (塩竈班) (昭和29年3月24日)
226	検知成績報告(第四報) (塩竈派遣班) (昭和29年3月24日)
227	検知成績報告(第五報) (塩竈派遣班) (昭和29年3月25日)
228	連絡事項(第五報) (塩竈班) (昭和29年3月25日)
229	検知成績報告(第六報) (塩竈派遣班) (昭和29年3月26日)
230	検知成績報告(第七報) 塩竈派遣班(昭和29年3月26日)
231	原爆被災宮城県対策本部の設置について(宮城県対策本部長) (昭和29年3月27日)
232	塩竈派遣検査官あて通知(厚生省公衆衛生局長) (昭和29年3月30日)
233	放射性物質の附着した魚類の検査及び処分について(厚生省公衆衛生局長) (昭和29年3月30)
234	原爆症調査研究協議会の開催について(公衆衛生局) (昭和29年3月24日)
235	原爆症調査研究協議会委員及び専門委員名簿
236	原爆症調査研究協議会の開催について(公衆衛生局) (昭和29年3月24日)
237	連絡事項(第四報) (塩竈班) (昭和29年3月24日)
238	原爆被害対策本部編成表(昭和29年3月30日)
239	漁船検査状況(集計第一報～第三報) (原爆被害対策本部)
240	3月20日の西宮丸沈没に関する対応の記録、長野県からの連絡
241	漁船検査状況 第4報(原爆被害対策本部)
242	漁船検査状況 第5報(原爆被害対策本部)
243	漁船検査状況 第6報(原爆被害対策本部)
244	漁船検査状況 第7報(原爆被害対策本部)
245	漁船検査状況 第8報(原爆被害対策本部)
246	漁船検査状況 第9報(原爆被害対策本部)
247	4月1日から4月4日までの経緯
248	厚生省公衆衛生局研究所課長書簡(昭和29年4月2日)
249	厚生省公衆衛生局研究所課長書簡(昭和29年4月2日)
250	漁船検査状況 第14報(原爆被害対策本部)
251	漁船検査状況 第15報(原爆被害対策本部)
252	4月5日の経緯
253	料研SMAナーベイクター
254	漁船検査状況 第16報(原爆被害対策本部)
255	漁船検査状況 第17報(原爆被害対策本部)
256	漁船検査状況 第18報(原爆被害対策本部)
257	漁船検査状況 第18号の追加(原爆被害対策本部)
258	漁船検査状況 第19報(原爆被害対策本部)
259	漁船検査状況 第20報(原爆被害対策本部)
260	4月6日から4月14日までの経緯
261	漁船検査状況 第21報(原爆被害対策本部)
262	事務連絡について(昭和29年4月9日)
263	漁船検査状況 第22報(原爆被害対策本部)
264	漁船検査状況 第23報(原爆被害対策本部)
265	漁船検査状況 第24報(原爆被害対策本部)
266	漁船検査状況 第24報の2(原爆被害対策本部)
267	4月15日から4月24日までの経緯
268	漁船検査状況 第25報(原爆被害対策本部)
269	漁船検査状況 第26報(原爆被害対策本部)
270	漁船検査状況 第27号(原爆被害対策本部)
271	漁船検査状況 第28号(原爆被害対策本部)

272	漁船検査状況 第29号(原爆被害対策本部)
273	漁船検査状況 第30号(原爆被害対策本部)
274	漁船検査状況 第31号(原爆被害対策本部)
275	漁船検査状況 第32号(原爆被害対策本部)
276	4月24日から5月2日までの経緯
277	牛乳の放射能汚染に関する報告(国立衛生試験所)
278	放射能影響の水産学的研究(要旨)(中間報告 一II)
279	原爆症調査研究協議會(昭和29年9月7日)
280	収去した魚のカウント数
281	肉の放射能に関する考察(昭和29年10月26日)
282	魚の放射能汚染に関する研究(中間報告)
283	放射能の許容量に関する資料
284	放射能汚染に関する報告 そのI(国立衛生試験所)
285	牛乳、乳製品放射能検査成績(国立衛生試験場研究部)
286	ビキニ海域水爆影響調査現状経過
287	日本の食品と環境におけるSr90濃度の限界(増山義夫(東京大学農学部))
288	マダロ騒動—原子マダロの正体—(増山義夫)
289	まぐろ等の検査に要した経費等について(調査依頼)(昭和30年1月14日衛乳第2号)
290	放射能被害魚類検知用備品について(昭和30年1月12日衛乳第1号)
291	放射能汚染魚類に関する資料の送付について(昭和30年1月26日)
292	昭和二十九年年度放射能被害対策委託費の申請について(昭和30年2月10日)
293	電文案(昭和30年2月8日起案)
294	魚類の人体に与える影響及びその総限度の調査研究について(昭和30年2月25日)
295	魚類の人体に与える影響及びその総限度の調査研究について(昭和30年2月24日)
296	放射能汚染魚類の廃棄、数量等について(照会)
297	原爆被害魚類の検査用計数器の修理費について(昭和30年3月16日)
298	昭和二十九年九月分乃至十二月分放射能被害対策委託費の示達について(昭和30年3月11)
299	マージーヤル海域における原水爆実験にともなう水揚げ魚類等の取扱について(昭和31年4月18)
300	原水爆実験に伴う魚類等の影響調査研究依頼について(昭和31年9月4日)
301	原水爆実験に伴う魚類等の影響調査研究報告書の作成について(昭和31年11月26日)
302	核爆発実験影響調査に関する研究報告書の作成について(昭和32年3月4日)
303	核爆発実験影響調査に関する研究報告書の作成について(昭和32年3月15日)
304	核爆発実験影響調査に関する研究報告書の作成について(昭和32年4月12日起案)

(…その他の原告ら漁船を原告ら代理人が追記したもの)

1954年3月16日から5月31日まで東京港で放射能が検出された船



10,000～200,000 曲線は、米公文書「キヤツスル作戦」放射性降下物総量 (単位は $d/m/R^2$)
 □ 最初の危険区域 ○ 拡大された危険区域 [] 水産庁要報告指定水域
 ※東京都獣衛生課「魚類の人工放射能検査報告」をもとに作成

図 2

「キヤツスル作戦」による放射性降下物総量 (1954年7月1日時点)

